

特定都市河川指定の経緯

令和4年9月27日

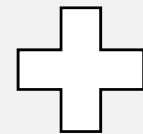
- 気候変動による災害の激甚化・頻発化を踏まえ、河川管理者が主体となって行う河川整備等の事前防災対策を加速化させることに加え、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う、「流域治水」への転換を推進し、総合的かつ多層的な対策を行う。

流域治水：流域全体で行う総合的かつ多層的な水災害対策

堤防整備等の氾濫をできるだけ防ぐための対策

- ・堤防整備、河道掘削や引堤
- ・ダムや遊水地等の整備
- ・雨水幹線や地下貯留施設の整備
- ・利水ダム等の洪水調節機能の強化

まず、対策の加速化



加えて

被害対象を減少させるための対策

- ・より災害リスクの低い地域への居住の誘導
- ・水災害リスクの高いエリアにおける建築物構造の工夫

被害の軽減・早期復旧・復興のための対策

- ・水災害リスク情報空白地帯の解消
- ・中高頻度の外力規模(例えば、1/10,1/30など)の浸水想定、河川整備完了後などの場合の浸水ハザード情報の提供

○ 集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、

- ① 氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策
- ② 被害対象を減少させるための対策
- ③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

をハード・ソフト一体で多層的に進める。

① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

雨水貯留機能の拡大

集水域

[県・市、企業、住民]

雨水貯留浸透施設の整備、
ため池等の治水利用

流水の貯留

河川区域

[国・県・市・利水者]

治水ダムの建設・再生、
利水ダム等において貯留水を
事前に放流し洪水調節に活用

[国・県・市]

土地利用と一体となった遊水
機能の向上

持続可能な河道の流下能力の 維持・向上

[国・県・市]

河床掘削、引堤、砂防堰堤、
雨水排水施設等の整備

氾濫水を減らす

[国・県]

「粘り強い堤防」を目指した
堤防強化等

② 被害対象を減少させるための対策

リスクの低いエリアへ誘導／

住まい方の工夫

氾濫域

[県・市、企業、住民]

土地利用規制、誘導、移転促進、
不動産取引時の水害リスク情報提供、
金融による誘導の検討

浸水範囲を減らす

[国・県・市]

二線堤の整備、
自然堤防の保全

③ 被害の軽減、早期復旧・ 復興のための対策

土地のリスク情報の充実

氾濫域

[国・県]

水害リスク情報の空白地帯解消、
多段型水害リスク情報を発信

避難体制を強化する

[国・県・市]

長期予測の技術開発、
リアルタイム浸水・決壊把握

経済被害の最小化

[企業、住民]

工場や建築物の浸水対策、
BCPの策定

住まい方の工夫

[企業、住民]

不動産取引時の水害リスク情報
提供、金融商品を通じた浸水対
策の促進

被災自治体の支援体制充実

[国・企業]

官民連携によるTEC-FORCEの
体制強化

氾濫水を早く排除する

[国・県・市等]

排水門等の整備、排水強化



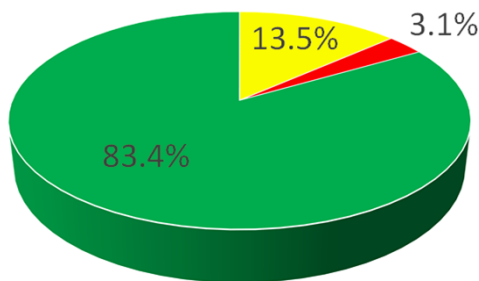
- 浸水被害対策の総合的な推進のための流域水害対策計画（河川管理者、下水道管理者、都道府県知事、市町村長が共同）の策定、河川管理者等による施設整備の加速化、**地方公共団体や民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備**、雨水の流出を抑制するための規制、**水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり**等、流域一体となった浸水被害の防止のための対策を推進



江の川上流部(広島県)の特徴



- 江の川・馬洗川・西城川の3川が合流し、人口資産が集積する三次盆地を形成
- 上流沿川は主に農地が多く集落が点在



江の川流域(粟屋地点上流) 土地利用状況 (H28)

- 上流部では、R3.8豪雨により支川合流部等で甚大な被害が発生
- 中下流部(島根県域)まで狭窄部地形が続き、狭窄部の解消は困難、上下流バランスを踏まえ下流に影響を及ぼす整備には長期間を要する

河道等の整備のみでは早期の浸水被害解消が困難であり、特定都市河川の指定により、「流域治水」を本格的に実践

河川区間：江の川水系江の川他 計43河川
流域面積：670km² (三次市、安芸高田市、北広島町、広島市の各一部)

近年の水害、気候変動による激甚化・頻発化を踏まえた「流域治水」の取組強化

- R3.3 江の川水系 流域治水プロジェクト策定・公表
- R3.5 特定都市河川浸水被害対策法の改正
- R3.8 前線性豪雨により、江の川支川多治比川の決壊や内水を含め、浸水30箇所、浸水戸数603戸の甚大な被害が発生 (上流部ではH30,R2にも浸水被害が発生)
- R3.11 改正特定都市河川浸水被害対策法の施行 (特定都市河川を全国の河川に拡大)
- R4.3 特定都市河川指定に向けて関係者間で合意

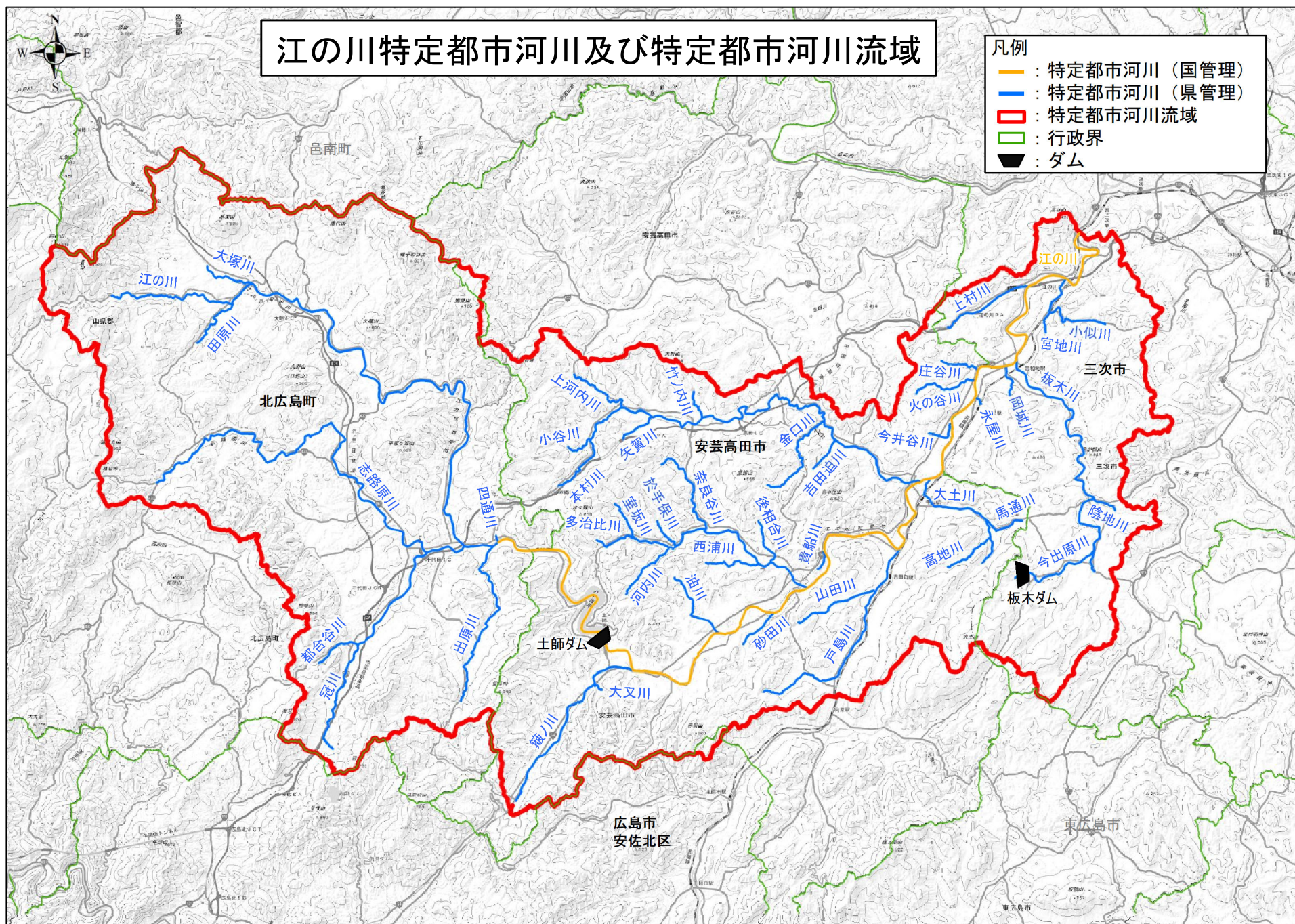
床上	床下
105戸	126戸



R3.8豪雨 多治比川吉田地区の浸水状況



江の川上流沿川自治体と国土交通省・広島県との意見交換会 (R4.2.16)



特定都市河川の指定(令和4年7月25日 官報第782号)

5 令和4年7月25日 月曜日 官報 第782号

名称	上流端	下流端
矢賀川	左岸 安芸高田市美土里町本郷字聖川八百五十九番一 一 地先	本村川への合流点
上河内川	左岸 安芸高田市美土里町本郷字丸山六千三百九十番一 番一 地先 右岸 安芸高田市美土里町本郷字丸山六千三百九十番二 番二 地先	本村川への合流点
小谷川	左岸 安芸高田市美土里町本郷字平ヶ岡三千三百六十七番一 番一 地先 右岸 安芸高田市美土里町本郷字平ヶ岡三千四百五十五番一 番一 地先	本村川への合流点
戸島川	左岸 安芸高田市向原町戸島字正力二千二百五十番一 番一 地先 右岸 安芸高田市向原町戸島字向正力二千二百五十三番一 番一 地先	江の川への合流点
山田川	左岸 安芸高田市甲田町上小原字池ノ内二千三百七十八番一 番一 地先 右岸 安芸高田市甲田町上小原字池ノ内二千三百七十三番一 番一 地先	戸島川への合流点
貴船川	安芸高田市吉田町貴船字貴船千七百七十三番一 番一 地先 の国道橋下流端	江の川への合流点
多治比川	左岸 安芸高田市吉田町多治比字津々良四千六十一番一 番一 地先 右岸 安芸高田市吉田町多治比字津々良四千六十六番一 番一 地先	江の川への合流点
後相合川	左岸 安芸高田市吉田町相合字大谷千七百七十四番一 番一 地先 右岸 安芸高田市吉田町相合字大谷千七百六十九番一 番一 地先	多治比川への合流点
西浦川	左岸 安芸高田市吉田町西浦字日南山一万六千八百八十四番一 番一 地先 右岸 安芸高田市吉田町西浦字日南山一万六千八百八十五番一 番一 地先	多治比川への合流点
奈良谷川	左岸 安芸高田市美土里町横田字瀬木迫四千五百三十九番一 番一 地先 右岸 安芸高田市美土里町横田字瀬木迫四千五百四十二番一 番一 地先	多治比川への合流点
於手保川	左岸 安芸高田市吉田町多治比字流谷一万二千五百五十八番一 番一 地先 右岸 安芸高田市吉田町多治比字大池谷千九百八十八番一 番一 地先	多治比川への合流点

河内川	左岸 安芸高田市吉田町中馬字上河内三百二十八番一 番一 地先 右岸 安芸高田市吉田町中馬字上河内三百八十三番一 番一 地先	多治比川への合流点
室坂川	左岸 安芸高田市吉田町多治比字室坂八十二番一 番一 地先 右岸 安芸高田市吉田町多治比字室坂九十四番一 番一 地先	多治比川への合流点
砂田川	左岸 安芸高田市吉田町小山字立通九百七十八番一 番一 地先 右岸 安芸高田市吉田町小山字立通九百七十八番二 番二 地先	江の川への合流点
浦川	左岸 安芸高田市吉田町中馬字時良一千三百九十五番一 番一 地先 右岸 安芸高田市吉田町中馬字時良一千三百九十五番二 番二 地先	江の川への合流点
藤ノ川	左岸 安芸高田市八千代町佐々井字水無七十九番一 番一 地先 右岸 安芸高田市八千代町佐々井字水無七十九番二 番二 地先	藤ノ川への合流点
大又川	左岸 安芸高田市八千代町佐々井字水無七十九番一 番一 地先 右岸 安芸高田市八千代町佐々井字水無七十九番二 番二 地先	藤ノ川への合流点
四通川	左岸 安芸高田市北広島町南万字田中五千二百九十一番一 番一 地先 右岸 安芸高田市北広島町南万字田中五千二百八十八番一 番一 地先	江の川への合流点
出原川	左岸 安芸高田市北広島町志路原字鳥越千七百三十四番一 番一 地先 右岸 安芸高田市北広島町志路原字鳥越千七百三十五番一 番一 地先	江の川への合流点
冠川	左岸 安芸高田市北広島町本地字丸押三千五百一十一番一 番一 地先 右岸 安芸高田市北広島町本地字丸押三千五百一十二番一 番一 地先	志路原川への合流点
都合谷川	左岸 安芸高田市北広島町本地字西浦二千五百九十六番一 番一 地先 右岸 安芸高田市北広島町本地字西浦二千五百九十六番二 番二 地先	冠川への合流点
大塚川	左岸 安芸高田市北広島町大塚字角土二千三百三十八番一 番一 地先 右岸 安芸高田市北広島町大塚字厚朴百二十三番一 番一 地先	江の川への合流点
田原川	左岸 安芸高田市北広島町田原字横川三千二百五十五番一 番一 地先 右岸 安芸高田市北広島町田原字小名原一万六千六百八十八番一 番一 地先	江の川への合流点

令和4年7月25日 月曜日 官報 第782号 4

名称	上流端	下流端
宮地川	左岸 三次市青河町七百一第一番一 一 地先 右岸 三次市青河町六百九十五番一 番一 地先	小似川への合流点
小似川	左岸 三次市青河町二千八百八十八番一 番一 地先 右岸 三次市東酒屋町字輪轆谷一万七百七十一番一 番一 地先	江の川への合流点
江の川	左岸 山県郡北広島町筏津字猿ヶ馬場一万三百四十番一 番一 地先 右岸 山県郡北広島町筏津字矢淵一万三百三十九番一 番一 地先 三次市十日市町一万三百七十九番四 番四 地先	左岸 三次市粟屋町二千二百二番一 番一 地先 右岸 三次市十日市町一万三百七十九番四 番四 地先
板木川	左岸 三次市三和町上板木字山崎二番一 番一 地先 右岸 三次市三和町上板木字山崎五十四番二 番二 地先	江の川への合流点
陰地川	左岸 三次市三和町下板木字鉢畦千七百番一 番一 地先 右岸 三次市三和町下板木字陰地六百三十三番一 番一 地先	板木川への合流点
今出原川	三次市三和町羽出庭字湯船山一万六千六百四十九番一 番一 地先 六地先の町道橋下流端	板木川への合流点

岡城川	左岸 三次市上志和地町七百二十五番三 番三 地先 右岸 三次市上志和地町七百三十六番一 番一 地先	江の川への合流点
庄谷川	左岸 安芸高田市甲田町深瀬字垣谷四十番一 番一 地先 右岸 安芸高田市甲田町深瀬字垣谷四十三番一 番一 地先	江の川への合流点
火の谷川	左岸 三次市上川立町二千三百五十八番一 番一 地先 右岸 三次市上川立町甲立字峯月一万四千四十二番一 番一 地先	江の川への合流点
永屋川	左岸 三次市下川立町七百七十七番五 番五 地先 右岸 三次市下川立町七百七十七番五 番五 地先	江の川への合流点
今井谷川	左岸 安芸高田市甲田町下甲立字河平一万百四十五番一 番一 地先 右岸 安芸高田市甲田町下甲立字橋橋一万百六十九番一 番一 地先	江の川への合流点
大土川	左岸 安芸高田市甲田町上小原字城田原四千七百七番一 番一 地先 右岸 安芸高田市甲田町高田原字女島九十五番二 番二 地先	江の川への合流点
馬通川	左岸 安芸高田市甲田町高田原字馬通二千二百二十二番一 番一 地先 右岸 安芸高田市甲田町高田原字杉迫三千四百四十七番一 番一 地先	大土川への合流点
高地川	左岸 安芸高田市甲田町上小原字西ヶ迫三千四百四十番一 番一 地先 右岸 安芸高田市甲田町上小原字西ヶ迫三千四百九十九番一 番一 地先	大土川への合流点
本村川	左岸 安芸高田市美土里町本郷字桑原四千六百四十七番一 番一 地先 右岸 安芸高田市美土里町本郷字出来屋二十四番一 番一 地先	江の川への合流点
吉田迫川	左岸 安芸高田市甲田町浅塚字古場六百十番一 番一 地先 右岸 安芸高田市甲田町浅塚字原田一万六百六十三番一 番一 地先	本村川への合流点
金口川	左岸 安芸高田市吉田町多治比字室坂八十二番一 番一 地先 右岸 安芸高田市吉田町多治比字室坂九十四番一 番一 地先	本村川への合流点
竹ノ内川	左岸 安芸高田市美土里町横田字竹之内九百六十三番一 番一 地先 右岸 安芸高田市美土里町横田字竹之内千五百五十五番一 番一 地先	本村川への合流点

○国土交通省告示第七百六十七号
特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年六月十二日法律第七十七号)第三条第一項及び第二項の規定により、別表のとおり特定都市河川を指定し、併せて次のとおり特定都市河川流域を指定する。併せて、同条第十項並びに特定都市河川浸水被害対策法施行規則(平成十六年五月十四日国土交通省令第六十四号)第一条第一項及び第二項の規定に基づき、公示する。

令和四年七月二十五日
国土交通大臣 齊藤 鉄夫

別表
江の川特定都市河川

その関係図面は、中国地方整備局及び三次河川国庫事務所に備え置いて縦覧に供する。
(図面省略)

区域 広島県広島市、三次市、安芸高田市、山県郡北広島町のうち、次の図面の赤色枠で囲まれた部分の区域

- 「流域水害対策計画」の効果的な策定・実施・運用に当たり、流域関係者が参画する「流域水害対策協議会」を組織(法第6条)
- 「流域水害対策計画」に、雨水貯留浸透対策の強化(公共団体・民間による対策や緑地保全等)、浸水エリアとその土地利用等を位置付け

【流域水害対策協議会のイメージ】



(構成員)

- ・流域水害対策計画策定主体
- ・接続河川の河川管理者
- ・学識経験者その他の計画策定主体が必要と認める者

(協議事項の例)

- ・流域水害対策計画の作成に関する協議
- ・計画の実施に係る連絡調整

→ **構成員は協議結果を尊重**

● : 流域水害対策計画策定主体

「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行について」(令和3年11月1日)

第一 特定都市河川浸水被害対策法関係

2. 流域水害対策協議会制度について(特定都市河川浸水被害対策法第6条及び第7条関係)

(3) 協議会の構成員

協議会の構成員は、特定都市河川法改正による改正後の同法第6条第2項及び第7条第2項により、河川管理者等※及び当該特定都市河川が接続する河川の河川管理者とされている。

加えて、当該特定都市河川流域の区域の全部又は一部をその区域に含む地方公共団体に隣接する地方公共団体の長、学識経験者その他の河川管理者等が必要と認める者を協議会の構成員とすることができることとされている。

必要に応じて、流域水害対策計画の策定等における専門的な観点からの助言や関係者間の調整役としての学識経験者や、雨水貯留浸透施設整備等の流域対策の促進や避難対策の実効性の向上等の観点から、流域対策の実施を予定している民間事業者のほか、地域の防災リーダーや過去の洪水の歴史に詳しい住民等を構成員に追加することが望ましい。

※「河川管理者等」(法第4条参照): 指定された特定都市河川の河川管理者、当該特定都市河川流域の全部又は一部をその区域に含む都道府県及び市町村の長並びに当該特定都市河川流域に係る特定都市下水道の下水道管理者



指定流域内において防災関係に係わりのある組織等から参画

江の川水系流域治水協議会

【目的】

気候変動等による近年頻発する激甚な水害に備え、江の川流域全体で水害被害を軽減させる治水対策「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を目的とする。

【構成員】

江津市長、川本町長、美郷町長、邑南町長、三次市長、安芸高田市長、庄原市長、北広島町長、島根県 土木部長、農林水産部 次長、広島県 北部建設事務所長、北部建設事務所 庄原支所長、西部建設事務所長、西部建設事務所 安芸太田支所長、農林水産局 林業課長、森林保全課長、農業基盤課長、国土交通省中国地方整備局 浜田河川国道事務所長、三次河川国道事務所長、土師ダム管理所長、江の川流域治水推進室長、農林水産省中国四国農政局 中国土地改良調査管理事務所長、林野庁近畿中国森林管理局 広島北部森林管理署長、国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センター 中国四国整備局 広島水源林整備事務所長

【協議事項】

- 一 江の川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討
- 二 河川における対策、流域における対策、避難・水防等に関する対策を含む「流域治水プロジェクト」の策定と公表
- 三 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ
- 四 その他、流域治水に関して必要な事項

江の川流域水害対策協議会

【構成員】

広島県知事、広島市長、三次市長、安芸高田市長、北広島町長、中国地方整備局 局長、中国四国農政局 農村振興部長、近畿中国森林管理局 広島北部森林管理署長、中国財務局 管財部長、広島県土地改良事業団体連合会 副会長、中井 佳絵(防災士)、田中 貴宏(都市計画・都市防災)、内田 龍彦(河川・下水)

【協議会の実施事項】

- 1 江の川流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議。
- 2 上記計画の諸施策等の実施に係る連絡調整並びに実施状況の評価。
- 3 その他、上記計画に関して必要な事項。

上流域

中・下流域

江の川流域治水推進室

中国地方整備局
建設部 用地部 河川部
浜田河川国道事務所
三次河川国道事務所

島根県
広島県

江津市
川本町
美郷町
邑南町

三次市
安芸高田市

都市再生機構 (UR)

河川整備の緊急的対策に係る計画（案）

今後のまちづくりや河川整備のマスタープランを策定
(江の川流域全体を見渡す)

まちづくりと調整し、河川整備の計画を確定

まちづくりや河川整備の具体的な事業計画を策定
(各地区毎などに策定)

河川事業の実施
(国施行)
詳細設計、施工

まちづくり事業の実施
(自治体施行)
詳細設計、施工

河川整備

技術的支援

持続可能な江の川流域生活圏の実現